全部取得条項付種類株式取得につき株券提出公告

当社は、全部取得条項付種類株式である普通株式の全部を取得することにいたしましたので、該当株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年七月三十日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年六月二十八日

東京都練馬区栄町一五番四号

東京アロエ株式会社

代表取締役　芦川　正義

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である寺村かおりが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年六月二十八日

大阪府大阪狭山市茱萸木四丁目三七八番地の七

株式会社ＫＡＯＲＩ　ＯＡＳＩＳ　Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ

日本における代表者　寺村かおり

限定承認公告

本籍京都市伏見区柿木浜町四三三番地一、最後の住所京都市伏見区柿木浜町四三三番地

被相続人　亡　小川　幸治

右被相続人は平成二十四年三月二十八日死亡し、その相続人は平成二十四年六月二十日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十八日

東京都港区三田四丁目一九番二五―一〇八号

限定承認者　土屋友理子

限定承認公告

本籍東京都杉並区高円寺南四丁目八九四番地、最後の住所東京都杉並区阿佐谷南四丁目五番六―七Ｃ号

被相続人　亡　渡邊　秀夫

右被相続人は平成二十三年十一月十三日死亡し、その相続人は平成二十四年六月十八日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十八日

東京都中野区中央五丁目七番一九号中央レジデンス二〇二号

相続財産管理人　渡邊　勝

限定承認公告

本籍長野県上伊那郡辰野町大字辰野一六六九番地一一、最後の住所東京都新宿区大久保三丁目三番一―四一八号

被相続人　亡　野澤亜矢子

右被相続人は平成二十四年四月十六日死亡し、その相続人は平成二十四年六月二十日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十八日

神奈川県海老名市中央二丁目八番四一号東横ビル三階　海老名総合法律事務所

相続財産管理人弁護士　櫛笥　正晴

限定承認公告

本籍石川県金沢市小立野三丁目二四六番地、最後の住所大阪府豊中市北緑丘一丁目二番二―四〇一号

被相続人　亡　越村　吉二

右被相続人は平成二十四年四月七日死亡し、その相続人は平成二十四年六月十八日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十八日

大阪市天王寺区筆ケ崎町二番五〇―一一二五号

限定承認者　越村　雅人

限定承認公告

本籍香川県高松市庵治町八六五番地二、最後の住所香川県高松市庵治町八六五番地二

被相続人　亡　玉川　清

右被相続人は平成二十四年二月六日死亡し、その相続人は平成二十四年六月十九日高松家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十八日

香川県高松市屋島中町二五〇番地一　屋島ハイツ六〇三

相続財産管理人　玉川晋二郎

自己株式取得事項の通知公告

当社は、平成二十四年六月十九日開催の取締役会において、自己株式の取得について、左記のとおり決議致しましたので公告します。

記

一、取得する株式の数　三〇〇、〇〇〇株

二、株式一株を取得するのと引換えに交付する金銭等の額　金五〇円

三、株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額　金一五、〇〇〇、〇〇〇円

四、株式の譲渡しの申込みの期間　平成二十四年七月二日から平成二十四年八月三十一日まで

平成二十四年六月二十八日

静岡県富士市上横割一〇番地

大興製紙株式会社

代表取締役　等　健次

訂正公告

平成二十四年六月十九日（号外第一三三号）掲載の決算公告（枠組）中、「（うち当期益損失）」とあるは「（うち当期益損）」の誤りにつき訂正します。

平成二十四年六月二十八日

富山県富山市城川原三丁目一番一八号

トヨタ部品富山共販株式会社

代表取締役　中藤　茂徳

取消公告

平成二十四年五月二十一日掲載の左記会社に係る合併公告は取消します。

平成二十四年六月二十八日

新潟県新潟市北区下大谷内居前八九七番二号

（甲）株式会社大慶住建

代表取締役　松田　明雄

新潟県新潟市東区空港西二丁目一八番二〇号

（乙）株式会社アーム・ケーテック

代表取締役　松田　慶

取消公告

平成二十四年六月四日（号外第一二〇号）掲載の被相続人　亡　木下　良一に係る相続債権者受遺者への請求申出の催告は取消します。

平成二十四年六月二十八日

香川県丸亀市城西町二丁目八番一五号

キヘェビル二階

相続財産管理人　山崎壮太郎

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十四年三月十三日（号外第五十六号）公布厚生労働省令第三十号（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令）の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
一七	上	〃	五基本方針並びに人員及び運営に人員、設備及び関する基準の特運営に関する基例	
〃	〃	三〇	六得た数が	得た数
〃	〃	三一	五〕指定介護予防指定特定介護予	〕福祉用具販売防福祉用具販売
〃	〃	〃	一〇〕	終りから一〇〕
〃	〃	三四	人員	事業の人員
〃	〃	〃	一八	二〇
〃	下	〃	二〇	二三
〃	〃	〃	二三	終りから一九
〃	上	〃	第七条	第九条
同日（同号外）厚生労働省告示第八十九号（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件）（原稿誤り）				
一四	上	一三	六六ページ下段終りから一三行目の次に次のように加える。 ホ　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設であること。	
同日（同号外）厚生労働省告示第百一号（介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額の一部を改正する件）（原稿誤り）				
一四	下	終りから一行目	第六号の次に次の一号を加える。 七　指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のへの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のホの規定による加算に係る費用の額	
平成二十四年六月十五日掲載の徳島家庭裁判所に係る平成二十四年（家）第四二三号相続財産管理人の選任中（原稿誤り）				
一二一			二八徳島市国府町佐野塚字小原塚46番地	徳島市国府町佐野塚字小塚原46番地

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月二十八日付第一四一号
●六月一日付衆会第二三号

一九二ページ●同日付政府調達第一二二号二四ページ
三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五一〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）